

神奈川県立子ども医療センター総長候補者選考委員会委員(案)

所属・役職	氏名	特別な関係の有無	選定理由	略歴
地方独立行政法人神奈川県立病院機構副理事長	中山 治彦	有	神奈川県立子ども医療センター総長候補者選考委員会に関する要綱第3条第1項第1号	平成25年 地方独立行政法人神奈川県立がんセンター副院長 平成31年 地方独立行政法人神奈川県立がんセンター総長 令和 4年 地方独立行政法人神奈川県立病院機構副理事長
地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事	堀田 知光	有	神奈川県立子ども医療センター総長候補者選考委員会に関する要綱第3条第1項第1号	平成24年 国立がん研究センター理事長 平成28年 国立がん研究センター名誉総長 平成28年 公益財団法人がん研究振興財団理事長 令和 3年 地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事
公立大学法人横浜市立大学学長	相原 道子	無	神奈川県立子ども医療センター総長候補者選考委員会に関する要綱第3条第1項第2号	平成25年 公立大学法人横浜市立大学附属病院副院長 平成28年 公立大学法人横浜市立大学附属病院院長 令和 2年 公立大学法人横浜市立大学学長
公益社団法人神奈川県病院協会常任理事	池島 秀明	無	神奈川県立子ども医療センター総長候補者選考委員会に関する要綱第3条第1項第2号	平成26年 医療法人社団鵬友会理事長 平成29年 公益社団法人神奈川県病院協会理事 令和 3年 公益社団法人神奈川県病院協会常任理事
国立研究開発法人国立成育医療研究センター病院長	笠原 群生	無	神奈川県立子ども医療センター総長候補者選考委員会に関する要綱第3条第1項第2号	平成23年 国立成育医療研究センター臓器移植センター長 平成29年 国立成育医療研究センター特任副院長 令和 4年 国立成育医療研究センター病院長
神奈川県健康医療局副局長	篠原 仙一	有	神奈川県立子ども医療センター総長候補者選考委員会に関する要綱第3条第1項第3号	令和 2年 神奈川県国際文化観光局グローバル戦略担当部長 令和 3年 神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長 令和 4年 神奈川県健康医療局副局長

神奈川県立子ども医療センター総長の公募（選考）について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則第 6 条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立子ども医療センター総長候補者の選考を実施する場合の選考基準等を下記のとおり定める。

1 選考の実施及び時期（神奈川県立子ども医療センター総長候補者の選考等に関する要綱第 2 条）

- 1 理事長は、総長が退職、解任、その他欠けることとなった場合に、原則公募により総長の選考を実施することができる。
- 2 選考を実施する場合は、募集開始から締切までの期間を 1 か月程度とする。
- 3 応募者又は適任者がいない場合は、再度の選考を実施することができる。この場合においては、募集開始から締切までの期間は 1 か月を超えない期間での実施も可能とする。

2 任期及び雇用形態（神奈川県立子ども医療センター総長候補者の選考等に関する要綱第 7 条）

総長の任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの原則 3 年とし、以後は当法人の規定による。ただし、採用時 65 歳以上の場合は、3 年の任期付き職員とする。

※就業規則第 18 条第 1 号：医師及び歯科医師の定年 65 歳

3 選考基準（神奈川県立子ども医療センター総長候補者の選考基準）

- 1 医師免許を有していること
- 2 当機構の理念・基本方針及び子ども医療センターの基本方針を理解し、その実現に向けた強い意思とリーダーシップを有すること
- 3 当機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を達成するための計画（中期計画）を確実に実施し、業務の改善及び効率化を進める意欲を有すること
- 4 子ども医療センターを管理運営する上で必要な組織管理等の資質及び能力を有すること（子ども医療センター内外での組織管理経験を含む）
- 5 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有すること
- 6 周産期や小児医療に係る専門的な知見を有すること
- 7 周産期や小児医療に関する基礎研究、臨床研究及び人材育成に関しての識見を有すること

4 選考委員（神奈川県立こども医療センター総長候補者選考委員会に関する要綱第3条）

- 1 選考委員会の委員は、次に掲げる者のうちから理事会へ諮り決定の上、理事長が委嘱する。
 - (1) 当機構の役員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他理事長が必要と認めた者
- 2 前項の委員には、当機構と特別な関係がない外部の者を複数含むものとする。
- 3 委員の任期は、委嘱日から令和5年3月31日までとする。

5 今後のスケジュール

選考委員会委員の決定：9月27日（理事会）

公募期間：9月27日～10月31日

応募者の書類審査：11月上旬

応募者の面接（選考委員会開催）：11月下旬

理事長面接：11月下旬～12月上旬

合否通知、記者発表：12月中

神奈川県立こども医療センター総長候補者の選考等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立こども医療センター総長候補者の選考等について、必要な事項を定めるものとする。

(選考の実施及び時期)

第2条 理事長は、総長が退職、解任、その他欠けることとなった場合に、原則公募により総長の選考を実施することができる。

2 選考を実施する場合は、募集開始から締切までの期間を1か月程度とする。

3 応募者又は適任者がいない場合は、再度の選考を実施することができる。この場合においては、募集開始から締切までの期間は1か月を超えない期間での実施も可能とする。

(求められる資質等の基準)

第3条 理事長は、総長の選考にあたり、総長に求められる資質・能力等の基準をあらかじめ定め、公表するものとする。

(選考委員会の設置)

第4条 理事長は、総長の選考にあたり、神奈川県立こども医療センター総長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、総長候補者の推薦を求めるものとする。

2 理事長は、選考委員会を設置した時は、委員名簿及び選定理由等を公表するものとする。

3 選考委員会に関して必要な事項は別に定める。

(任命)

第5条 理事長は、選考委員会から推薦のあった総長候補者の中から総長として最も適任である者を決定し、任命する。

(公表)

第6条 理事長は、総長を任命したときは、選考結果、選考過程及び選考理由を遅滞なく公表するものとする。

(任期及び雇用形態)

第7条 総長の任期は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの原則3

年とし、以後は当法人の規定による。ただし、採用時 65 歳以上の場合は、3 年の任期付き職員とする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 13 日から施行する。

神奈川県立こども医療センター総長候補者の選考基準

神奈川県立こども医療センター（以下「こども医療センター」という。）総長候補者の選考等に関する要綱第3条の規定に基づき、総長の選考基準を下記のとおり定める。

選考基準

- 1 医師免許を有していること
- 2 神奈川県立病院機構（以下「当機構」という。）の理念・基本方針及びこども医療センターの基本方針を理解し、その実現に向けた強い意思とリーダーシップを有すること
- 3 当機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を達成するための計画（中期計画）を確実に実施し、業務の改善及び効率化を進める意欲を有すること
- 4 こども医療センターを管理運営する上で必要な組織管理等の資質及び能力を有すること（こども医療センター内外での組織管理経験を含む）
- 5 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有すること
- 6 周産期や小児医療に係る専門的な知見を有すること
- 7 周産期や小児医療に関する基礎研究、臨床研究及び人材育成に関しての識見を有すること

附 則

この基準は、令和4年9月13日から施行する。

神奈川県立こども医療センター総長候補者選考委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立こども医療センター総長候補者の選考等に関する要綱（以下「選考要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき、神奈川県立こども医療センター総長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総長候補者の選考に関すること。
- (2) その他理事長が必要と認めた事項。

(委員)

第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者のうちから理事会へ諮り決定の上、理事長が委嘱する。

- (1) 神奈川県立病院機構の役員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他理事長が必要と認めた者
- 2 前項の委員には、神奈川県立病院機構と特別な関係がない外部の者を複数含むものとする。
- 3 委員の任期は、委嘱日から令和5年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

(選考委員会の運営)

第5条 選考委員会は、委員長が招集する。

- 2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選考委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(選考手続き)

第6条 選考委員会は、選考要綱第3条に規定する選考基準に基づき総長候補

者を選考し、理事長に推薦する。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、本部事務局人事部が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月13日から施行し、令和5年3月31日をもって廃止する。